

栃木県埋蔵文化財報告書第十集

昭和四十八年三月

栃木県矢板市

境林古墳発掘調査報告書

日本道路公団

栃木県教育委員会

栃木県埋蔵文化財報告書第十集

昭和四十八年三月

栃木県矢板市

境林古墳発掘調査報告書

日本道路公団  
栃木県教育委員会

## 序 文

東北自動車道は四十七年十一月に宇都宮インターチェンジまで開通し、四十八年八月には矢板インターチェンジまで開通する予定であり、この工事に伴い本委員会では、埋蔵文化財の記録保存上、すでに二十三個所の遺跡の発掘調査を実施しております。境林古墳は日本道路公団が矢板市境林で丘陵の切土作業中、横穴式石室にあたり、埴輪などが出土したため、本委員会は日本道路公団と協議し、工事を中止したうえ、四十七年三月八日から三月十七日までの十日間で緊急発掘調査を実施しました。

調査の結果、本古墳は内川にのぞむ丘陵に点在する山頂墳の一つであり、周濠をもち、靱、軛などの埴輪を回し、横穴式石室を内部主体とする円墳であることが判明しました。

このたび、これらの成果を栃木県埋蔵文化財報告書第十集として発刊することになりましたが、最近は本県においても古墳の調査が多く行なわれ、古墳時代の文化の究明が進められている時でもあり、それらの資料の一つとしてご利用いただければ幸いです。

なお発掘調査にあたりまして矢板市教育委員会と地元の方々に、ご援助いただきましたことに対し深く謝意を表します。

栃木県教育委員会

教育長 福山正道

## 本文目次

一、古墳の立地と環境	1
二、調査前後の経過	1
三、墳丘と周溝・石室	3
四、横穴式石室	4
五、出土遺物	5
六、考察	8
袖無型石室と間仕切石	

## 図版目次

- |      |               |
|------|---------------|
| 図版 一 | 古墳発掘全体図       |
| 図版 二 | 石室実測図         |
| 図版 三 | 石室内遺物出土状況     |
| 図版 四 | 馬具類実測図        |
| 図版 五 | 玄室出土鉄鏃実測図     |
| 図版 六 | 羨道出土鉄鏃実測図     |
| 図版 七 | 埴輪と土師器実測図     |
| 図版 八 | 鍔鎖・埴輪柄及び直刀実測図 |
| 図版 九 | 埴輪類実測図        |
| 図版 十 | 古墳遠景 墳丘（南から）  |

- 図版 十一 石室閉塞部・閉塞部前の埴輪出土状況
- 図版 十二 石室全景(南から) 玄室床面と羨道上部床面(北から)
- 図版 十三 羨道上部床面と天井石 玄室出土轡
- 図版 十四 羨道下部床面の馬具類 羨道下部床面の轡
- 図版 十五 玄室床面の遺物 同奥壁部の土師器鉢
- 図版十六 玄室東壁の裏込め(2トレンチ) 玄室奥壁
- 図版 十七 土師器鉢と埴輪盾
- 図版 十八 埴輪類
- 図版 十九 埴輪鞆・異形土製品と轡
- 図版 二十 羨道出土遺物
- 図版 二十一 鉄鏃
- 図版 二十二 周湟トレンチ土層図

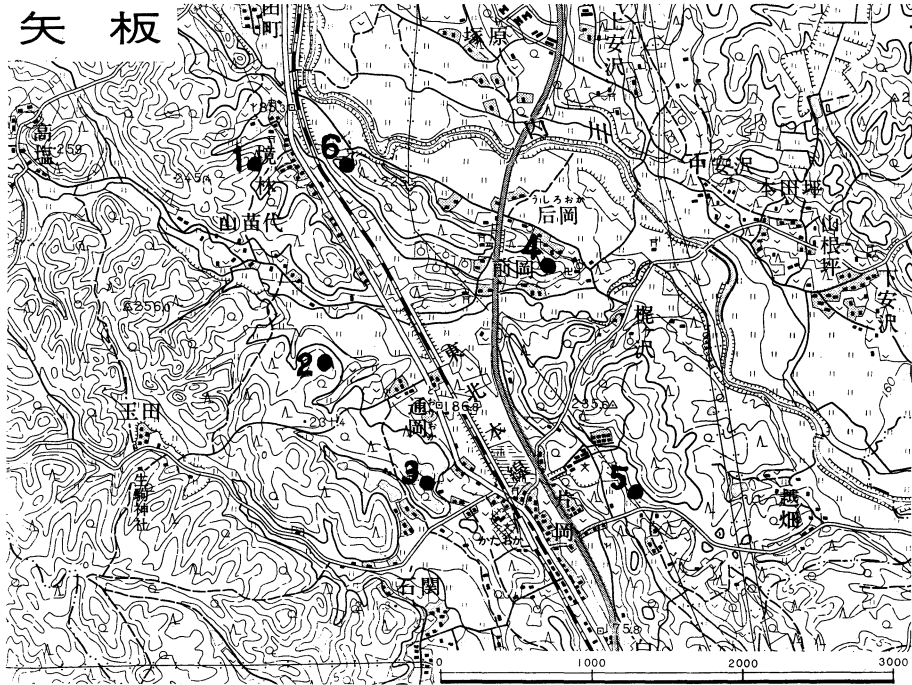
## 例 言

- 一、この報告書は、昭和四十七年三月矢板市で行った、東北縦貫道関係の境林古墳発掘調査の記録である。
- 一、実地調査には県文化課文化財調査係が当った。
- 一、遺構の写真撮影は赤山容造、遺物の写真撮影は常川秀夫が担当した。
- 一、遺構の図面作製は常川秀夫・竹沢 謙・赤山容造に依る。
- 一、図面の整理・遺物実測・トレースは赤山容造が担当した。
- 一、埴輪の整理・実測は川原由典が担当した。
- 一、執筆分担は次の通りである。

一、二、……………竹 沢 謙

三、六、……………赤 山 容 造

一、古墳の立地と環境



第1図 遺跡付近の地形図

一、古墳の立地と環境

境林古墳は矢板市境林字大山にある。

古墳は内川と荒川に挟まれた喜連川丘陵の、ほぼ中央の、東北本線や国道四号線の通る狭間の北部、沖積地に臨む、標高約二百四十メートル付近の丘陵の頂部に近い傾斜面に立地する。

この地の北側には内川による最大幅二キロメートルの沖積地があり、南側は鬼怒川・荒川が山地から平地に出る地点で、広い沖積地が展開している。このような環境の中で、この付近には先土器時代より数多くの遺跡が存在するが、古墳時代に限ってみても、第一図（文献3）2は墳頂より箱式石棺が検出された通岡一号墳を含む古墳群、3は約四〇メートルの円墳である愛宕山古墳を含む古墳群、4は後岡古墳群、5は糖塚古墳群である。6は無名であるが、ここにも古墳が存在する。これから現在までの調査では、いずれも円墳であり、时期的には後期古墳と考えて大過あるまい。

二、調査前後の経過

東北縦貫自動車道建設にともなう埋蔵文化財については、昭和四十年以降、路線沿いに現地踏査を行ない、旧



## 二、調査前後の経過

文化財保護委員会と日本道路公団との覚書に基き、計二十三遺跡の発掘調査を昭和四十四年七月より昭和四十七年一月まで実施した。

その結果については昭和四十六年度当初に、「東北道栃木県内埋蔵文化財発掘調査（報告書作成）」として契約が締結された。そして、昭和四十七年二月には「東北縦貫自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書」として公刊すべく、調査員よりの原稿はすでに出版社に渡してあった。

このような時点で、矢板市教育委員会より「矢板市境林の東北道建設用地内で古墳が発見され、埴輪が出土している。」という連絡があった。文化課より橋本澄明指導主事が現地調査をし、直ちに工事の中止を依頼し、日本道路公団東京支社および同宇都宮工事事務所とその処置について協議を重ねた結果、現地発掘調査の経費については「東北道栃木県内埋蔵文化財発掘調査（報告書作成）」の契約額の範囲内で、報告書作成については昭和四十七年度に別途契約を締結することになり、昭和四十七年三月八日より一七日まで一〇日間で発掘調査を実施することになった。

調査は三月八日から一六日まで九日間にわたり、県文化課から常川秀夫・竹沢 謙・赤山容造が交代で実地調査に当った。事務手続きでお世話になった矢板市教委、宿泊のお世話をいただき、また現場の作業に出ただいた本沢清氏、また調査に参加した矢板高校生O B富川寛君はじめ同校地歴部員九名の諸君には厚くお礼申し上げたい。

調査の行われたもようを当時の日誌からひろってみると、

三月八日（晴） 玄室内から多くの埴輪出土。盗掘にあっているようである。（調査員 常川・赤山）

三月九日（雨後晴） 雨のため、作業を周湟トレンチ調査にふりむける。（調査員 常川・赤山）

三月十日（晴一時小雨） 奥壁寄りに淡赤褐色の鉢型土器出土。直刀二、鏃二〇出土。（調査員 常川・赤山）

三月十一日（晴） 玄室間仕切石際で燹発見。写真、遺物図取り。（調査員 常川・赤山）

三月十二日（雨） 昨夜、夜陰に乗じてライトを使った大がかりな盗掘団が石室を破壊してゆく、遺物の取り上げは完了し、図面も取ってあったが、床石が荒らされたのが痛い。（調査員 常川・赤山）

三月十三日（晴） 盗掘者の後始末に終始。馬鈴一出土。（調査員 竹沢・赤山・他に大和久係長・橋本・川原）

三月十四日（小雨） 矢高生5トレンチを發掘。羨道に二度の追葬が行われたもよう。（調査員 竹沢・赤山、他に大金・常川・川原）  
三月十五日（晴突風） 墳丘実測、周湮トレンチ掘り了える。（調査員 竹沢・赤山）  
三月十六日（晴南微風） ついに火葬場の煙の直撃をあびる。地山にもぐりこんで形象埴輪片・鏃が出土、あらためて盜掘（三月十二日  
のではない）がどの程度のものであったか疑問がおこる。盜掘に遇つたにしては、床も遺物の状態も良かった（調査員 竹沢・赤山）  
調査終了。

### 三、墳丘と周湮、石室

墳形はおそらく円形であろうが、図版一に示す五本のトレンチからは、不整形な外縁しか出ていない。墳丘東半分はブルドーザーで削られたのだが、地形的に斜面にかゝるので、この方向に前方が来るような可能性は薄い。

周湮は北と西側にははつきり出ているが、東、南側は見つからないが、あつても痕跡程度である。これは、東と南へ下る斜面にこの古墳が造られたため、地形的な制約を受けた結果であるかもしれない。

山頂に近い立地であるから周湮は文字どおりのからぼりで、北と南では湮底のレベルも異なるし、雨水がたまるにしても、水を湛える期間は短かつたであろう。

卷末折込図に見るとおり、天井付近、粘土の目張り層が、旧地表のレベルを示すもので、セクションには現われていないが、旧地表にうがつた掘方があり、一旦石室を構築してから、周湮からの土を被せて墳丘を盛つたものであろう。

石室の位置は、奥壁が円の中心に定っていない型式のようで、南斜面を北に向つて床面を水平にしながら地山にもぐり込ませ、天井の上一メートル程の土盛りをしたものであろう。

旧地表上に人手をかけて盛り上げた土量はそれほどではない筈であるが、実際に、西半分に残つた墳丘をみると大きく見えるのは、山の斜面を利用して非常に少ない労力で効果的な墳丘を造り上げているためであらう。

### 四、横穴式石室

石室全長は、外間仕切石外縁まで四八四メートル、東壁長約五メートル、西壁長約五、〇七メートルで、石室中は奥壁部で〇、九八メー

#### 四、横穴式石室

トル、内間仕切石部で一、〇五メートル、両側壁の石の出を計って平均すると巾一、〇三メートルとなる。

奥壁と東西両壁の根石に大きめの川原石をすえ、上に積み送っていくのには小ぶりの川原石を使っている。

用石は細長い棒状の石ではなく、平たい四角な石で小口積みにしており、わずかに持ち送りにしている。

川原石は三〇センチから五、六〇センチ長のものを奥壁、東西壁の後の控え積みとしており、堅固な積み方ではあるが、天井石を失った場合、やはり不安定である。

玄室床面は一面に扁平な玉石敷となっていたが、調査期間中、夜間に盗掘の厄にあい、遺物は同日あげておいたからよかつたものの、床面は掘り荒らされて作図作業にとんだ支障をきたしたことであった。

内間仕切石にふたかかえもありそうな川原石をロームを切つてすえ、これより羨道内には玄室より大きめの玉石を敷きつめ、さらにはこの石敷の上に再追葬時に三〇センチ長程の扁平な玉石を、二重三重に積み重ねて下の床面を埋め羨道上部床面を作っている。

外間仕切石も堅固な重量のあるものを据え、この外側をやはり川原石で閉塞していた。

従つて、奥壁のある石室が玄室、二ヶ処の間仕切りで区切られた室が羨道、それより外の両壁の残る部分は閉塞部を考へることができ、この場合、重要なことは羨道も当初より埋葬のための室として考へていたに違いない点にある。

横穴式石室の機能が、追葬を前提としている点にあることは言うまでもないが、境林古墳の場合には、追葬をこの羨道に予定していたであろうことが想像できるが、そうすると、羨道が機能の上で玄室への通路ではなく、埋葬のための一室であったことになり呼称も扱ひも考え直さねばならないことになる。群馬県轟山A号墳（文献7(b)、15）では前室、栃木県足利市々宮住宅裏古墳（文献6）では羨室、との呼称法を用いている。

境林古墳の場合、玄室と羨道間の床面に段差はなく、床敷の状態に違いのあることと、二ヶ処の間仕切りがしてあることのみによつて境ができています。

袖無型石室には尾崎氏の云われる通り、玄室と羨道の区別がつけ難く、従つて間仕切石は単に埋葬部と閉塞部分を仕切っているだけであつて、多分に原始的な、旧来の堅穴式系の伝統を残していると見るのは一つの確かな見方である。

群馬県前二子古墳や梁瀬二子塚古墳のような大規模横穴石室は、右の袖無型とはおそらく横穴石室としての影響下にあることには変りないとしても、あるいは系列の違うものと把握することも可能なのかもしれない。

また、袖無型石室は必ずしも自立的に地方々々で発生するものとは言い切れない証拠には、この型の石室が例えば奈良県新沢のクヌギ谷古墳（文献29）や、滋賀県神崎郡丸山古墳第三号墳（文献24）のように、また、静岡、長野、新潟等、関西を含め中部から関東地方全般にわたって見られる型式で、決して北関東独自の地域的な特色とばかりは言い切れない。

群馬には確かに数的には多いのであるが、どこからか伝播した一系列のものとの想定も成り立つのではないかと思われる。従って、この石室の年代についても、今のところ六世紀中頃から七世紀初めにかけての巾を持たせてなら言及できようが、もっと巾をせばめることはさらに時間をかけてからのことにしたい。

## 五、出土遺物

遺物は、石室内の副葬品類と石室内外の埴輪の二つに大別できる。

石室内の遺物は、玄室では原位置がよく保たれていたが、羨道では大きく攪乱を受け、遺物が散乱している有様であったが、上・下二層に分かれる可能性はある。

埴輪は、石室内の埋土にも混ってみられたが、石室外のものについても閉塞部の前で黒色土中に埋まっていた円筒埴輪（図版十一下）が唯一の原位置を示すもので、残りのものはいずれもブルドーザーの作業で動いたものばかりである。

しかしながら、周湟トレンチにも墳丘の表面にも埴輪が見当らず、もっぱら石室内とか石室前で出ていることは、当初の埴輪樹立が石室直上か、その周辺に限られていたのではないかと思わしめる。

図版七は盾型埴輪と円筒埴輪で、盾型には赤色顔料が塗彩されている。どちらも輪積み成形痕がよく観察できる。

図版八の5は普通の轆といきさか趣を異にしているが轆型埴輪と思われる。県内での類例は芳賀町千ヶ窪古墳（文献5）佐野市五箇古墳（文献30）で出土している。

図版九の1は何を表したかよくわからないが、形象埴輪の部分、2は形状不明の土製品の部分で、盾型埴輪と同じたすき掛けの塗彩

## 五、出土遺物

## 五、出土遺物

がある。形象埴輪の一部であるかどうか、なんとも云えない。

鉢型土器は、玄室奥壁部に東壁に接して二重の床石敷をぬき、幾分地山を切り込む程に深く丁寧に置かれており、西にかたむきかげんであった。

出土位置、状況から見て、他の二振の直刀、馬具、鉄鏃と共に初葬に伴うセットをなすものであろう。即ち、この土器の年代中は石室構築の時期と一致させてよい。

鉢型という器形は、土師器の型式中で主流を占めるものではないので編年が困難であるが、既に和泉式には含まれている（文献27）ものようであるから、鉢型の器形の変遷の中で編年できるものであろう。

この器形は鬼高式以降には数を増すものようで、境林古墳の鉢型土器の場合も、口頸部の屈曲具合が鬼高式の甑・甕・碗に似て、外反する部分に顕著な稜のつかないこと、口辺部に横ナデ、底部を平底にし外面を凹ませ、ハケ整形し、指で整形した跡が残ること等、全般に厚手、粗製の印象を受けるが、鬼高式の新しい方に、おけるものであろう。

類例は、東京都和泉遺跡、同富士見台遺跡（文献27）、群馬県入野遺跡第十三号住居跡（文献28）、埼玉県秩父（文献25）で出土しているが、丸底で盥に似た鉢なら長野県伊久間原遺跡（文献26）でも見られる。

この鉢型土器の年代は、古墳の年代を決定する上でキメ手となり得るので、多くの方のご教示をおおき、また資料の増加を待ちたいと思ふ。

直刀は、玄室内より二本、中軸線より西にNo.1は先端を奥壁に向け、No.2は羨道に向け、それ〴〵刃は西壁に向けて置かれていた。

どちらも角棟平造りで、No.1は茎部に目釘孔二、刃区部にも目釘孔一があり、無窓倒卵形の鏢を持ち、No.2は無窓楕円形の鏢を持つ。

No.3は、羨道西壁下にもぐり込むようにして置かれ、刃先を羨道入口に、刃を西壁に向けていた。三本中最も重量があり、長い。鏢は八窓倒卵形で柄部に木質を残し、茎部に目釘孔二を持つ。

刃区はこれのみ斜角で、他の二本は直角、刃先は三本ともにふくら鋒である。

鉄鏃は、玄室、羨道から先端の刃部を残すものだけでもあわせて七十八本、茎部のみの破片も入れるとおよそ百本に近い。

型式はすべて有茎尖根鏃に属するが、玄室内の鏃はNo. 8・9が両刃で、他は全部片刃であり、長さ、形状もほぼ同一である。一方、羨道内の鏃は上部床面についてみると両刃の先端を残しているものが一本あるのみで、他の形状は破片ばかりでその型式はよくつかめない。

下部床面のものについては、No. 19・21・23・24・34・35が片刃、No. 40・43・50が三角形鏃、No. 46・47が五角形鏃、他はすべて普通の刃鏃であるが、刃部の断面からみて、轡2に伴った片面平ら、片面半円のもの、両面より刃付けしたものとの二種に分類できる。

これらの鏃は、分布に規則性がなく、羨道上部床面と下部床面と別けてはみたものの、玄室床面にみるような整然たる床の作り、遺物の配置がみられるわけではない。

玄室内の鏃のみは、大体同一時期のものにまとまっているとみて間違いないであろう。

馬具類では、玄室間仕切石寄りで素環鏡板の轡No. 1が出ている。

二連式の銜は中央の連結部で互いに直角に接続しており、左右両端の引手への環状連結部とも互いに直角にねじられた作りとなっている。

図版四のNo. 1轡は、銹着いた実物のまゝに写したものだが、知恵の輪バズルよろしく頭の中で動かしてみると、図面に向かって右側の鏡板を図面の上に立てれば、手綱のかかる立聞の薄くなった部分が右（外）に向き、向って左側の鏡板は図面の下に落して手前に引けば、立聞断面形の薄い部分が左（外）に出るようになる。従って、引手は鏡板の外側に着くことになる。

引手壺は、図に示すような位置で手綱に結ばれたであろうことは、狼塚出土（文献2）の埴輪馬の轡引手壺の装着法から想像出来るところである。

轡No. 2は、No. 1よりいくらか小型で、引手は鏡板の内側に着く。羨道下部床面の出土であるが、右の作りの違いが時期の違いに考えてよいかどうか、今後の検討に残しておきたい。

素環鏡板付の轡は、足利市小俣の大川繁右衛門家の江戸期在銘轡（県指定有形文化財）が古墳時代の轡とまったく同じ作りであるところからみて、古墳後期から近世に至るまで使われていたものであろうから、この轡を以て、石室の年代に言及するのは無理であろう。

## 五、出土遺物

むしろ逆に、石室の年代を以て轡の年代に及ぼすべきではないか。

錠鎖は、羨道上部床面から出土しており、六連式の兵庫鎖となっていて、曲線をおびたV字型の釣手金具を垂らしている。釣手金具は左右対称の位置に釘が二本ずつ打たれており、釘先に釘身と直角な木目を残している。

この釣手金具につく錠は、大和久震平氏の説かれる（文献1）ように、木製輪錠の可能性がある。

六連式の兵庫鎖は長過ぎる気がしないでもないが、釣手金具も、それぞれの兵庫鎖も、完全に連結されていることを確認している。

図版四のイ・ロ・ハ・ニ・ホは一応轡であろうと推測するが、イ・ロが指金を座金代りに鞍に打ち込めるからよいとして、ハ・ニ・ホは座金がないのであるから、鞍とはできないかもしれない。ご教示をたまわりたい。

図版四のへは鉄製の辻金具、トは銅製の馬鈴であろう。

銅鈴は、中の丸に小石ではなく銅製のものを用いている。刻目があるが、装飾文様はまったくない。

図版四のチ・リ・ヌは鉄地銅張りの飾金具で、多くの場合革金具と説かれているが同じ形状のものが、石橋町愛宕塚では鞍金具として破損しないで、連なつたまま出ているのでその可能性もある。ただ、ヌには一端に緑青が吹き出しているので、この部分は折損しているといことが分る。

このほかの遺物には、図版五の14に示した使途不明鉄片、図版六の36・37・38に示した留金具がある。

## 六、考 察

### 袖無型石室と間仕切石

横穴式石室の中で、袖のないものについては玄室、羨道の区別がつけ難く、細長いだけの石室平面プランは、北関東での横穴石室中、比較的古い時期に編年されてきた。

玄室と羨道を隔てたとみられる施設には、袖・玄門柱・天井部の楯石・床面の段差などがあるが、その中でも間仕切石は最も簡単に、その目的を果すことができる。

尾崎喜左雄氏は、袖無型には埋葬部と填塞部の区別があつて、玄室と羨道という区別の困難なことを述べておられる（文献7(b)）

実際、どこまでが玄室で、どこから羨道か悩まされることがしばしばで、袖無型石室に間仕切石が置かれているような場合、石室設計者がいかなる意図を画して間仕切ったものであるのか、突止めたい問題の一つであろう。

間仕切石が二ヶ処以上に置かれる袖無型石室の類例は、例えば栃木県では足利市々宮住宅裏古墳（文献6）、群馬県では前橋市小旦那古墳（文献7(a)8・9・10）、佐波郡轟山A号墳（文献7(c)15）、有瀬二号墳（文献16）、長野県では大室四三六号墳（文献21）、滋賀県では神崎郡丸山古墳（文献24）等がある。

足利市宮住宅裏古墳の場合には、二個の「隔石」にはさまれた部分に石敷がなく、閉塞は羨門部の外間仕切石上で行っているという。小旦那古墳の場合は、二個の「しきみ石」の間に二体の追葬がされており、玄室巾が七〇センチと二棺を並べる余裕のないことから既に埋葬された遺骸の上をおおい被せて追葬したもので閉塞は外間仕切石の外側で行われているという。

轟山A号墳の場合には、三ヶの「梱石」を備え、奥壁と第一梱石間は埋葬部、第一・第二梱石間は前室的、第二・第三梱石間は填塞部、第三梱石外は開放のま、という。

有瀬二号墳には、「梱石」と石室入口に填塞のための石と二ヶ処の設備があり、この区間に填塞自体を二回行っているという。大室四三六号墳では、玄門部に「框石」、羨道と前庭部の間を石列で区切っている。閉塞は羨道全体にわたっていたという。

一方、両袖型石室でも間仕切石が二ヶ処以上あるものは多く、例えば、本郷古墳群（文献16）D号墳では玄室内に二ヶ処の「間仕切石」玄門部に「梱石」、羨門部には「仕切石」があつて、この間の羨道全体を閉塞していた。

玄室内部を仕切る石はこのほか、観音塚（文献18）、雷電神社跡古墳（文献20）でもみられるが、観音塚では「境石」が玄室を前後に分け、「梱石」が羨道を隔てており、雷電神社跡古墳では、玄室を「間仕切石」が分け、羨道に二ヶ処の「框石」があつた。

石室を閉塞するために、このように羨道を全部埋めてしまうやり方は、決して横穴式石室本来の目的である追葬のために便利な方法とは云えない。

「間詰め」と云われている閉塞法は、例えば両袖型では本郷古墳群（文献19）A号墳や、小林D号墳（文献12）、塩原塚古墳（文献13）等にもみることができ、一方、袖無型では伊熊古墳（文献11）、上淵名古墳（文献14）等に使われている。



## 六、考察

こうした閉塞法ほど、追葬の時に面倒なやり方はない筈で、結局、逆に言うとそれほど嚴重な閉塞手段が必要と意識されていたことにはかならない。

二ヶ処の間仕切石間を閉塞する例は、両袖型では谷原二号墳（文献22）、袖無型では西方山三号墳（文献4）に見ることができる。

こうした閉塞方法の煩雑さはともかくとして、境林古墳の場合、現実の追葬時に外間仕切石上に天井石が載っているとすると、遺骸搬入のための空間は巾八〇センチ、高さ五〇センチしかない。

にもか、わらず、石室は追葬を前提として設計当初から二ヶ処の間仕切石によって複室構造的にできている。

また、実際に羨道には追葬が行われているのであり、どこからか、いかにしたものか、とにかく現実には追葬したのである。

考えられるのは、棺を使わない埋葬と、閉塞部には手をつけず、封土を崩して天井からする方法であるが、後者の埋葬法は横穴式石室の思想を否定するものである。もし、両者でないとすると、境林の羨道は副葬品を置くだけの空間ということになる。

構造上、追葬が可能か、可能でないかによって、横穴式石室はあらためて点検し直す必要がある、間仕切石が単なる仕切りだけの用でなく、横穴式石室の機能自体にも関わってくることになる。

境林古墳のように石室の設計が追葬を前提とするものでありながら追葬の方法に困難が予想される場合、あらためてそのような石室構造の系列を追ってみる必要があるのではないか。

袖無型の石室示例を広範囲に追ってみて、また間仕切石と閉塞、追葬の関係を追ってみれば、何らかのヒントが得られはしまいかと考るのである。

### 参考文献

- 1 大和久震平「栃木県における横穴式石室と馬具の変遷Ⅰ・Ⅱ」（「栃木県史研究1・2」昭和四十六年）
- 2 同右 「狼塚古墳発掘調査報告」昭和四十一年
- 3 江連方子 橋本澄朗「通岡遺跡」（「栃木県埋蔵文化財報告書 第五集」昭和四十七年）
- 4 倉田芳郎「西方山古墳群」（3・4「栃木県埋蔵文化財報告書 第五集」昭和四十七年）

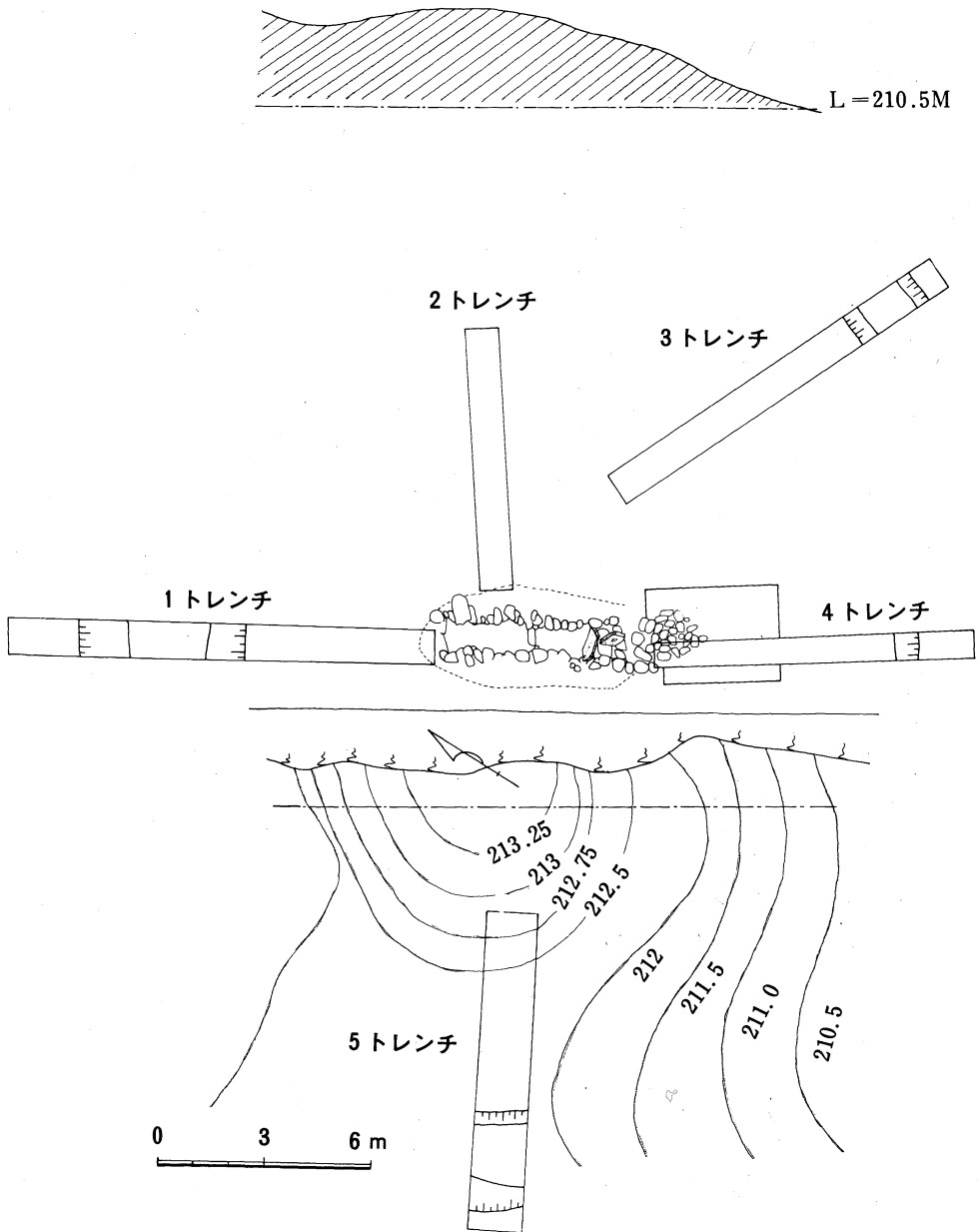
- 5 芳賀町教育委員会「千が窪古墳」(「栃木県芳賀郡千が窪古墳調査報告書」昭和四十二年)
- 6 前沢輝政他「足利市田中町三丁目市営住宅裏古墳調査報告」昭和三十四年
- 7 尾崎喜左雄「横穴式古墳の研究」昭和四十一年  
 (a)「人体を基準とした構成」同書56頁 (b)「石室床面における榊石の意義」同書73頁 (c)「実測値からみた石室各部の寸法の割出し」  
 同書149頁155頁
- 8 同右「前橋市史 第一巻」昭和四十六年 258頁小旦那古墳
- 9 同右「勢多郡誌 歴史篇」昭和三十三年 209頁小旦那古墳
- 10 同右「横穴式古墳袖無型石室の研究」(群馬大学紀要人文科学篇 第三卷第十一号) 昭和二十八年)
- 11 同右「群馬県北群馬郡伊熊古墳」(「日本考古学年報 7」昭和三十三年)
- 12 同右「群馬県藤岡市小林D号墳」(「年報 7」)
- 13 同右「群馬県前橋市塩原塚」(「年報 7」)
- 14 同右「群馬県佐波郡上淵名古墳」(「年報 7」)
- 15 同右「群馬県佐波郡轟山A号墳」(「年報 7」)
- 16 同右「群馬県北群馬郡有瀬第二号墳」(「年報 10」昭和三十八年)
- 17 同右「群馬県安中市築瀬二子塚古墳」(「年報 10」)
- 18 同右「上野国八幡観音塚発掘調査報告書」
- 19 鬼形芳夫「本郷古墳群A・D号墳」(「群馬県水土地改良地域埋蔵文化財発掘調査報告書」昭和四十五年)
- 20 松村一昭「雷電神社跡古墳」(「佐波郡東村の古墳」昭和四十四年)
- 21 佐藤 攻「大室古墳群四三六号墳」(「大室古墳群北谷支群緊急発掘調査報告書」昭和四十五年)
- 22 谷原遺跡調査団「谷原」昭和四十七年
- 23 原田道雄「関東地方の初期横穴式石室古墳」(「駿台史学 第三十号」) 昭和四十七年
- 24 江南 洋「丸山古墳群」(「東海道幹線増設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」昭和四十年)
- 25 玉口時雄「秩父」昭和四十六年 62頁と第10図参照
- 26 岩崎卓也「東日本における土師器の研究」(「史学研究」東京教育大学文学部紀要46 昭和三十九年)
- 27 杉原莊介・中山淳子「土師器」(「日本考古学講座 5」) 昭和三十年)
- 28 尾崎喜左雄「入野遺跡」昭和三十七年
- 29 網干善教「高市郡新沢村字一 クヌギ谷古墳」(「奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報 第八輯」昭和三十一年)
- 30 下津谷達男他「佐野市五箇古墳」昭和三十六年

图

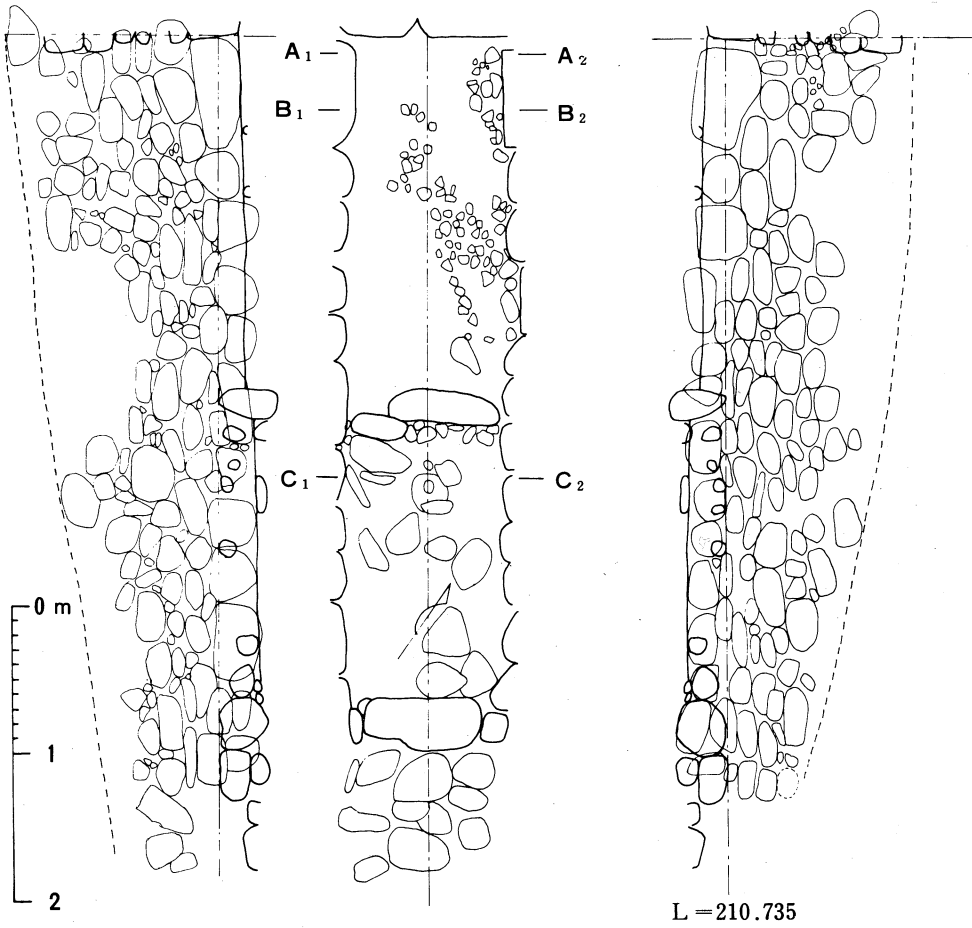
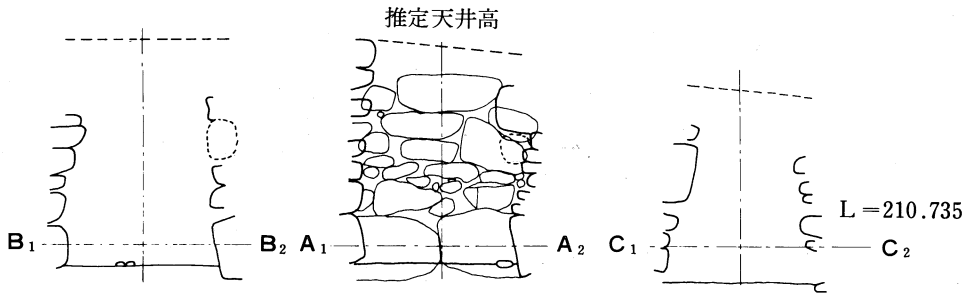
版

古墳発掘全体図

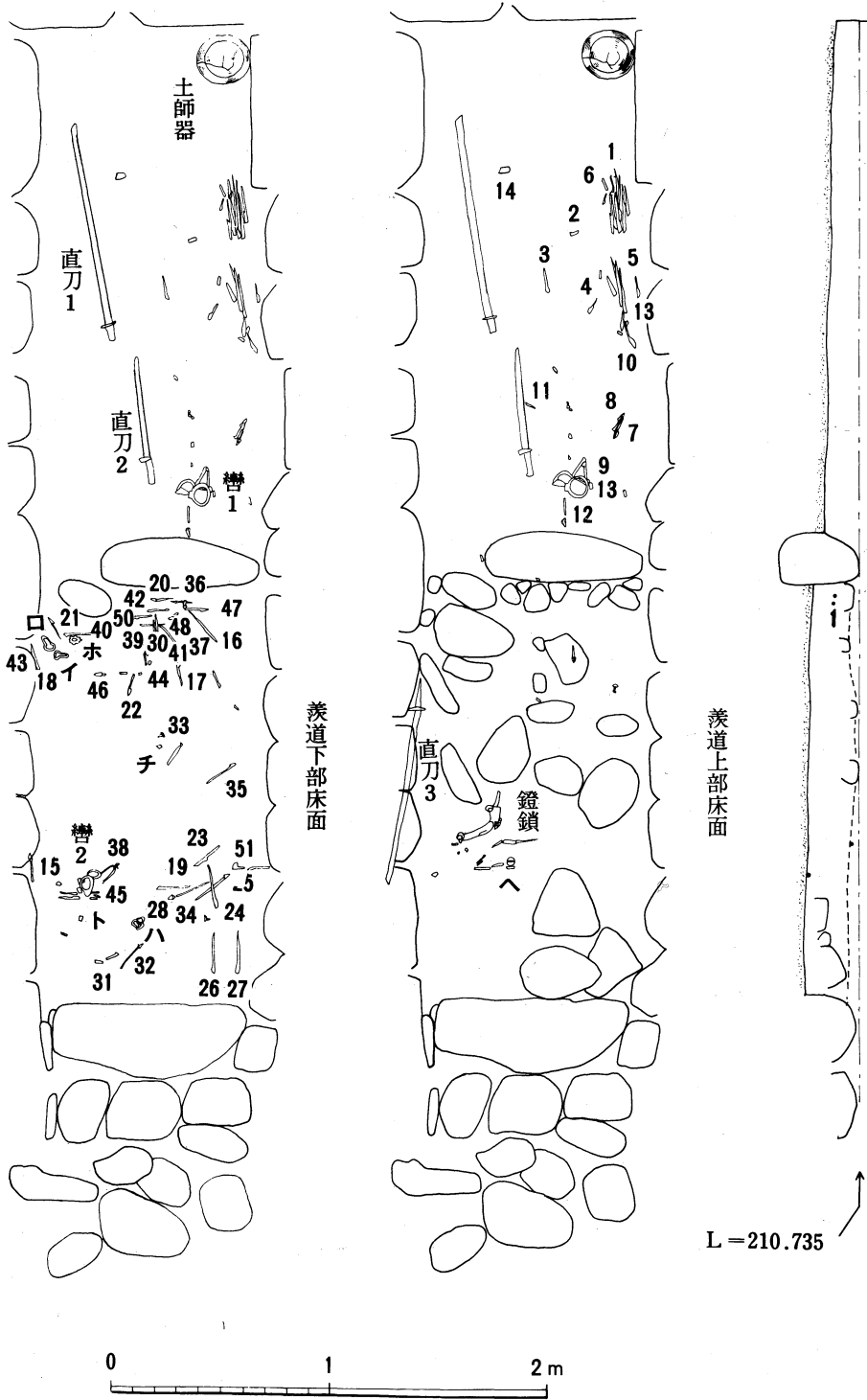
図版  
一



石室实测图



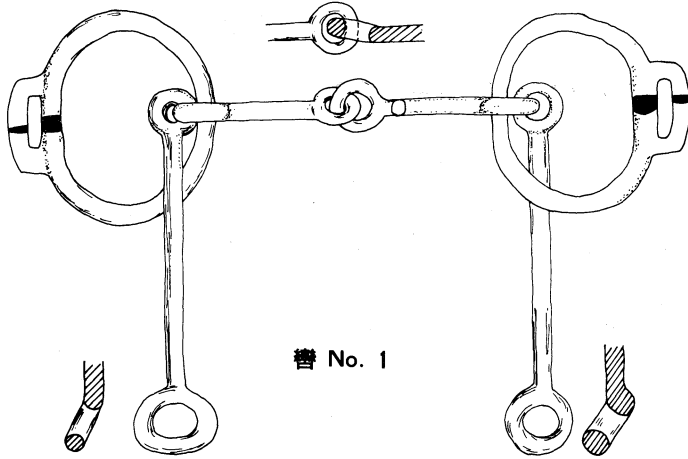
石室内遺物出土状況



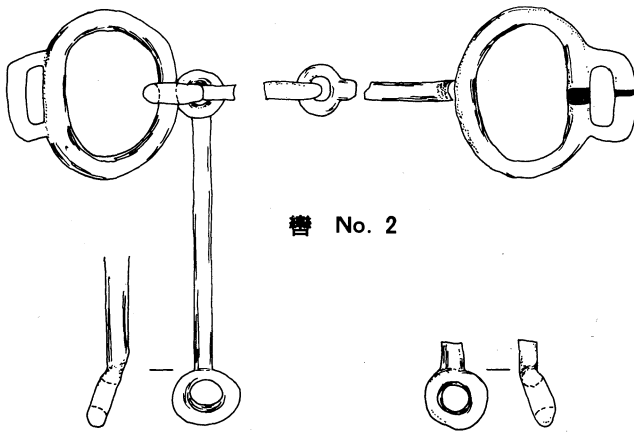
図版三

馬具類実測図

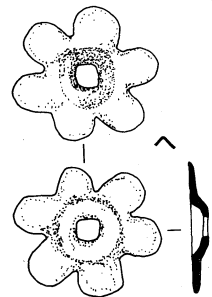
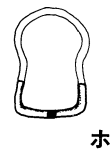
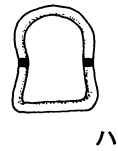
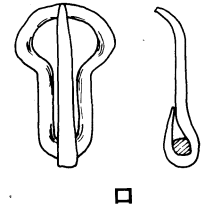
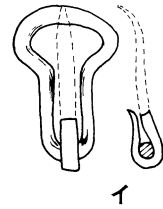
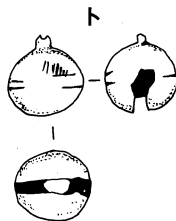
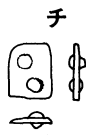
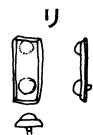
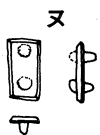
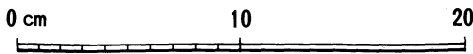
図版四



書 No. 1

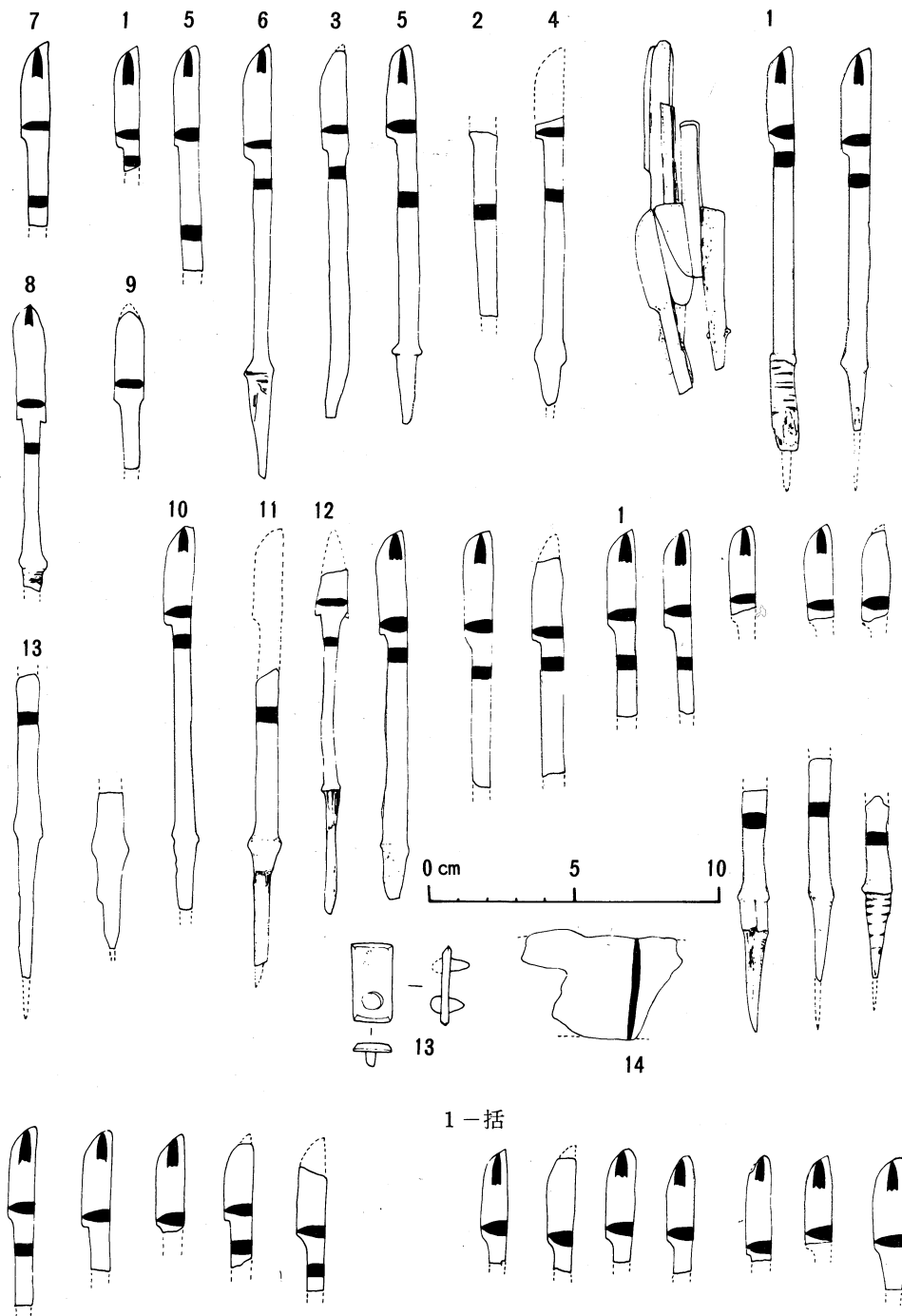


書 No. 2



玄室出土，鉄鏃実測図

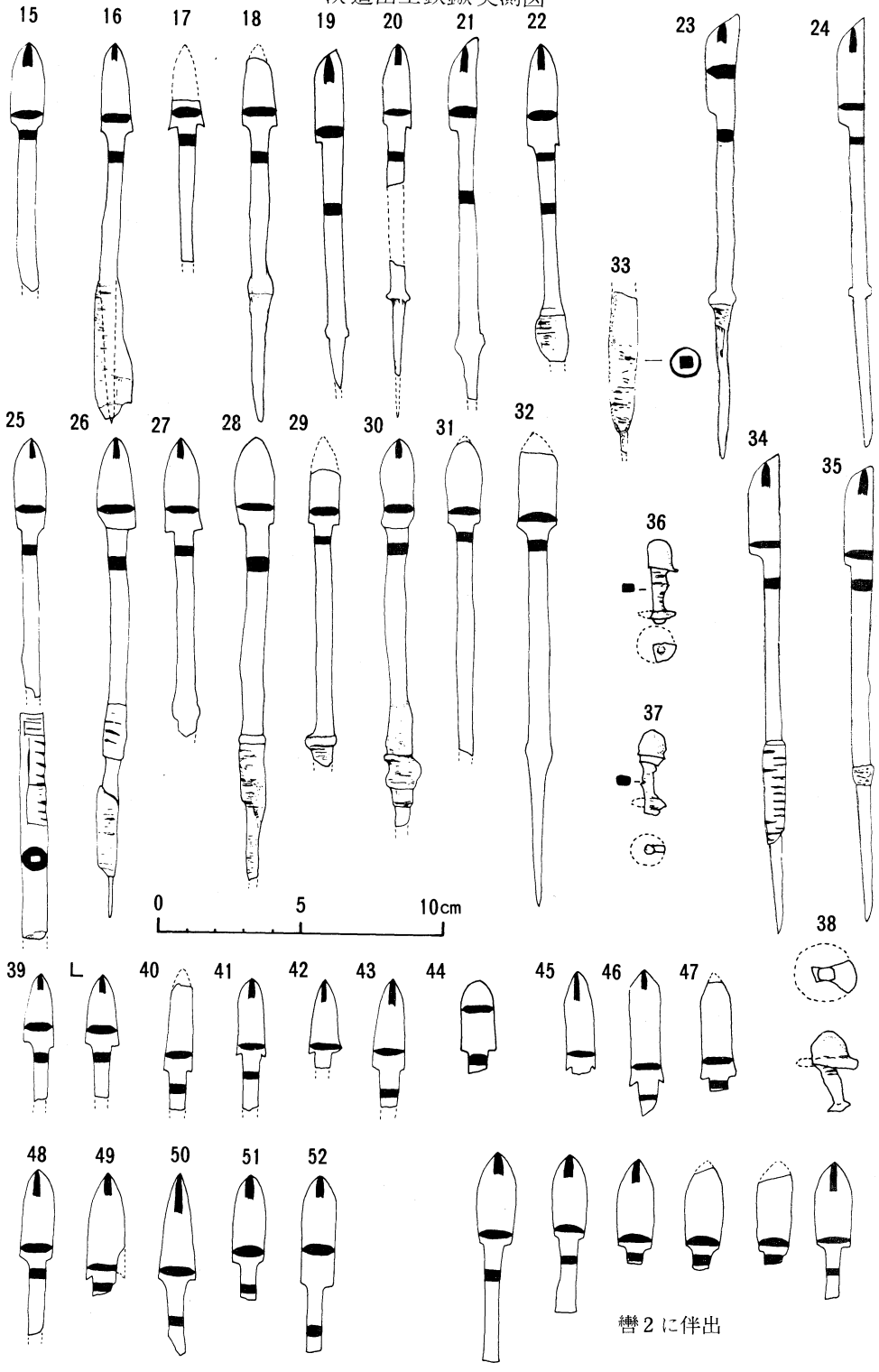
図版五





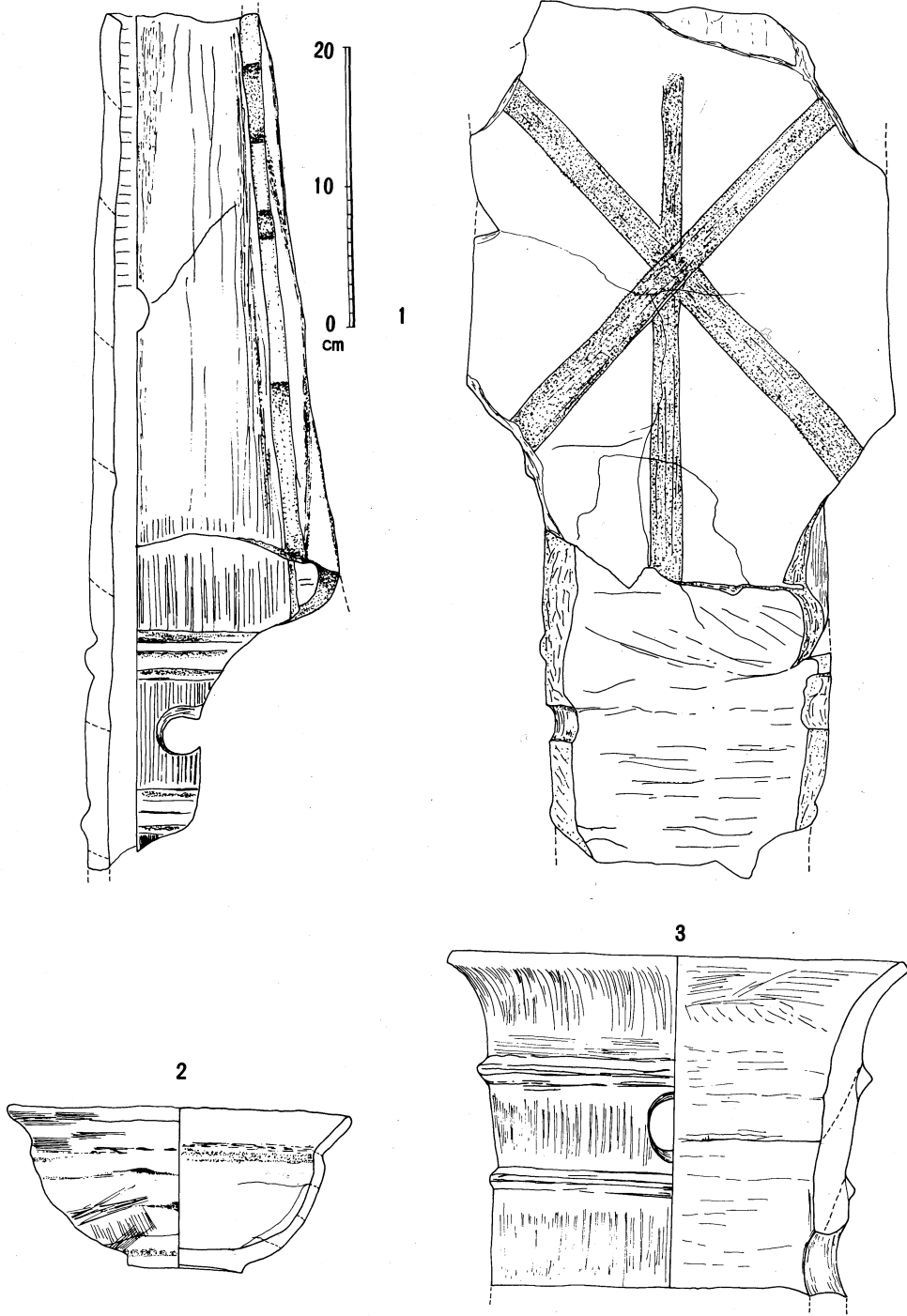
羨道出土鉄鏃実測図

図版六



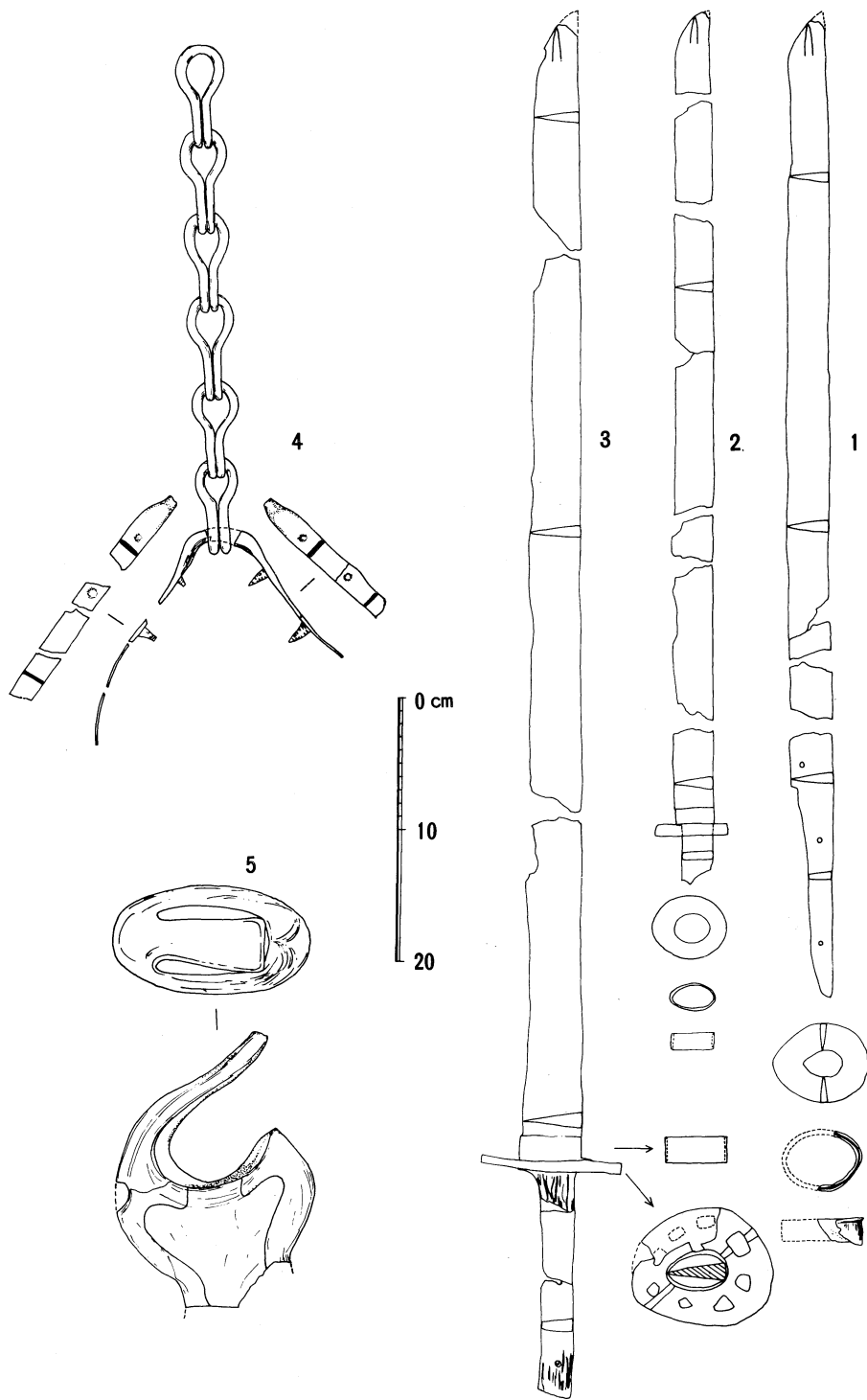
埴輪と土師器実測図

図版七



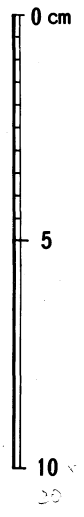
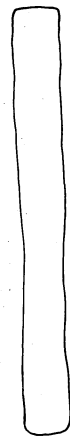
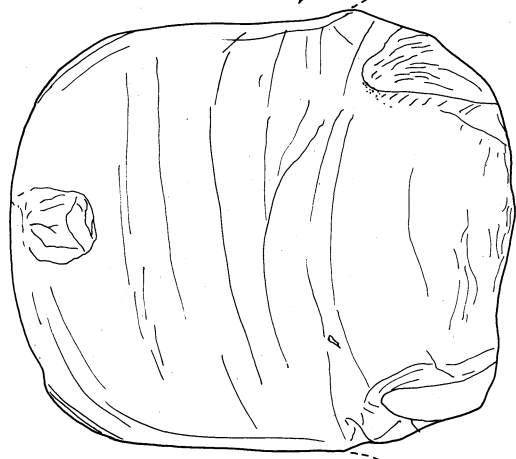
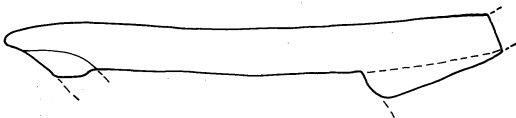
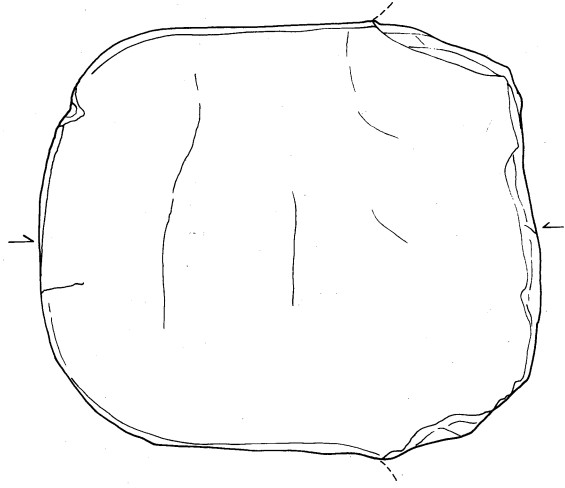
燈鎖, 埴輪柄及び直刀実測図

図版八

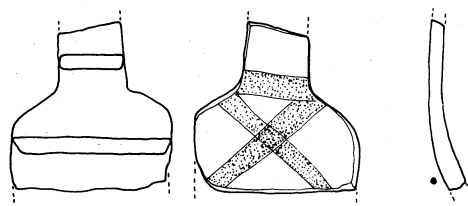


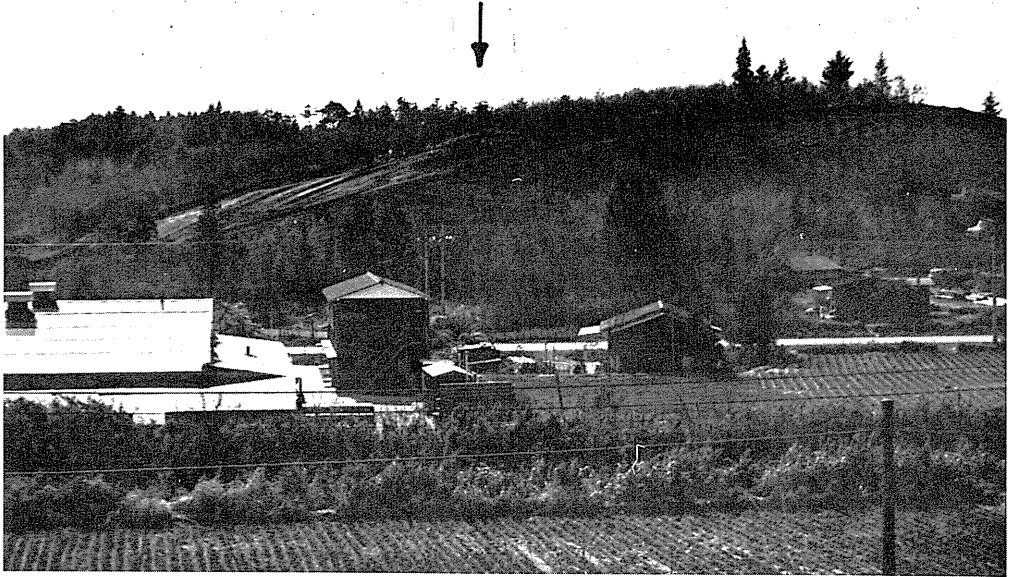
圃輪類実測図

図版九



2





古墳遠景



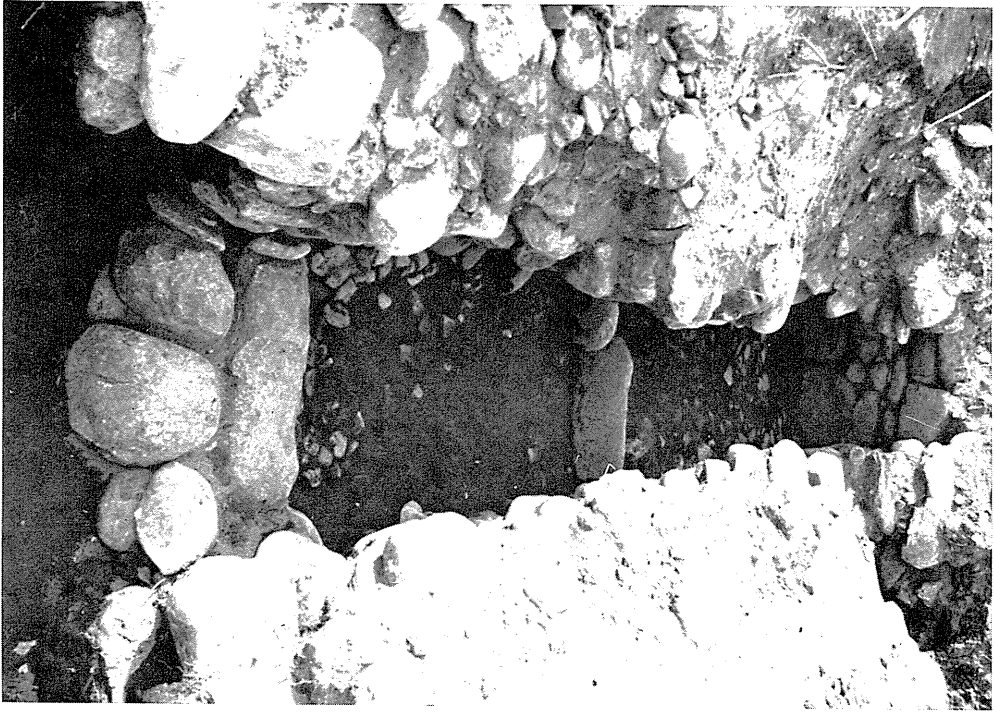
墳丘(南から)



石室閉塞部



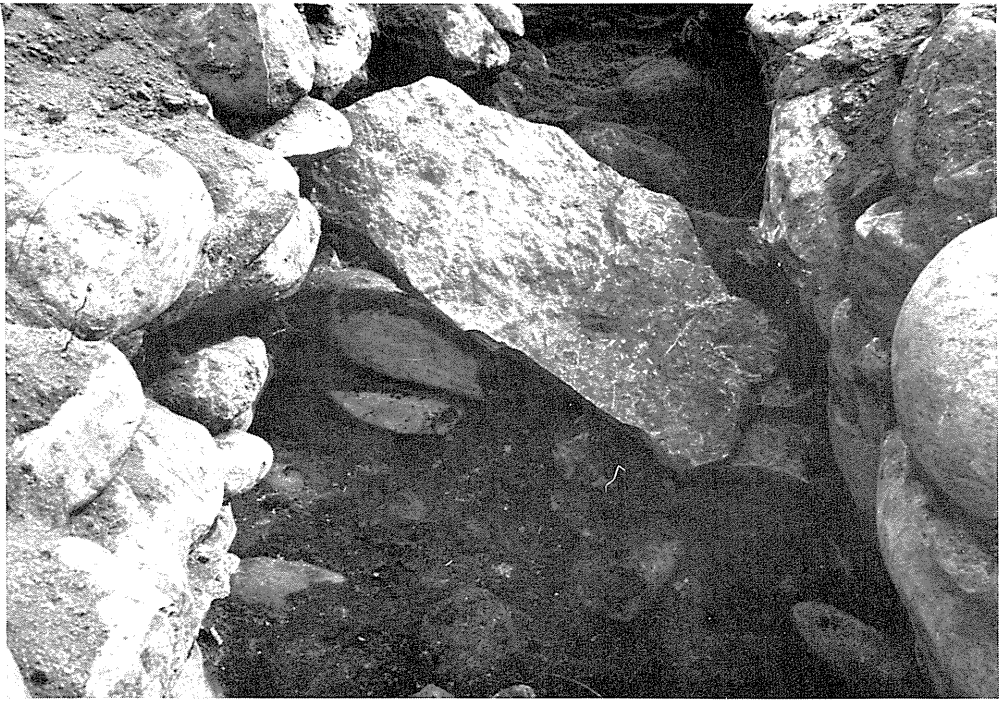
閉塞部前方の埴輪



石室全景(南から)



玄室床面と羨道上部床面(北から)



羨道上部床面と天井石



玄室床面の罅





羨道下部床面の馬具類



羨道下部床面の轡



玄室床面の遺物



同奥壁部の土師器鉢

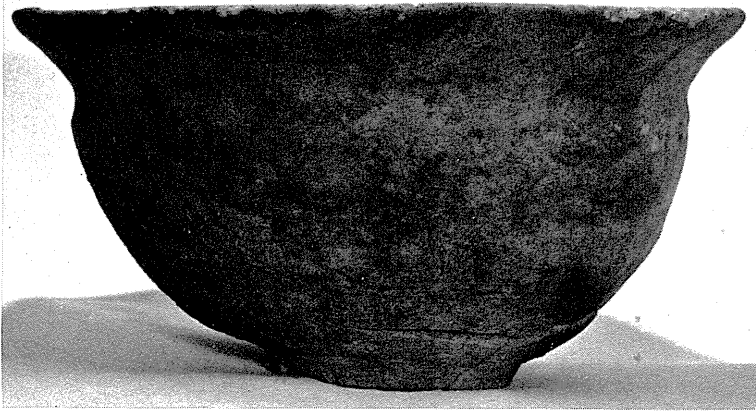


玄室東壁の裏込め (トレンチ)



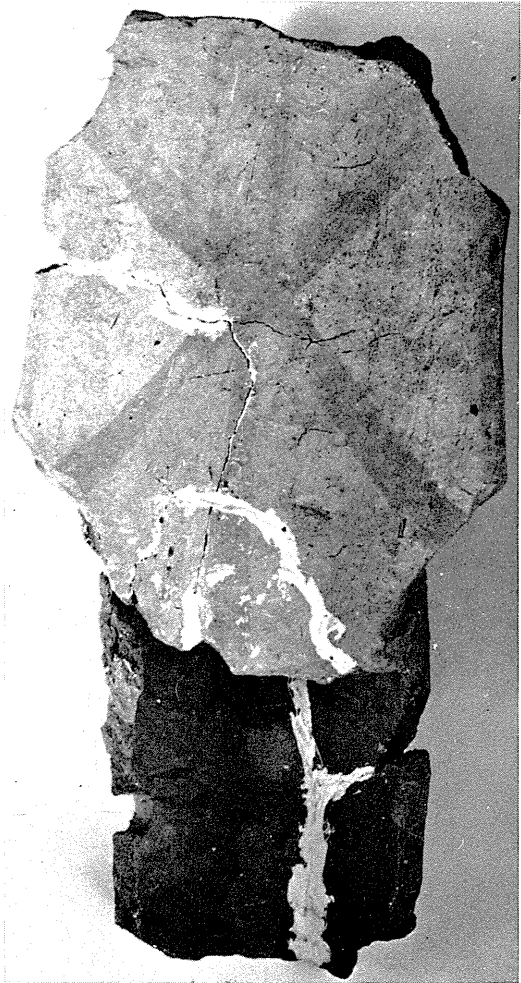
玄室奥壁

土師器鉢と埴輪質



土師器鉢

図版十七



埴輪質

埴輪類

図版十八



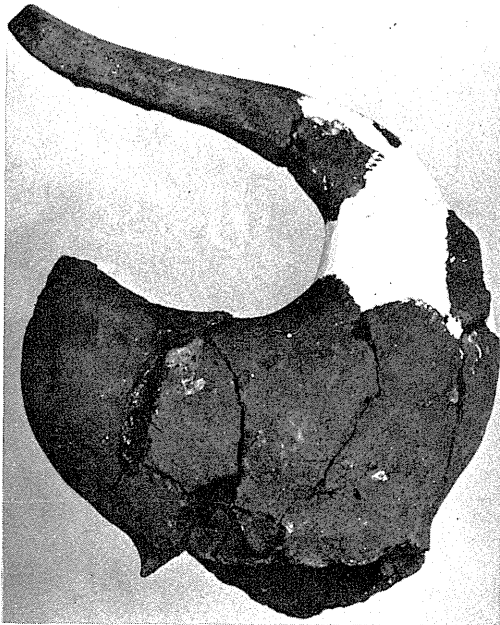
円筒埴輪



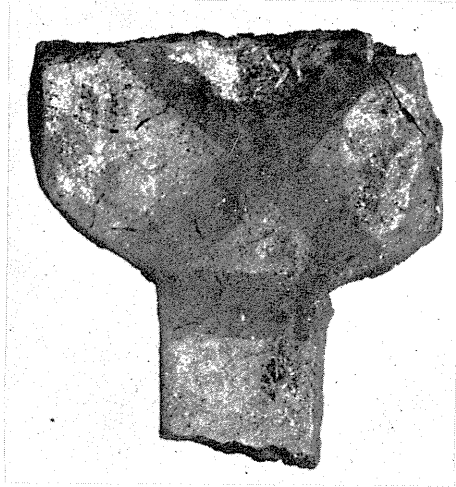
形象埴輪

埴輪柄、異形土製品と轡

図版十九



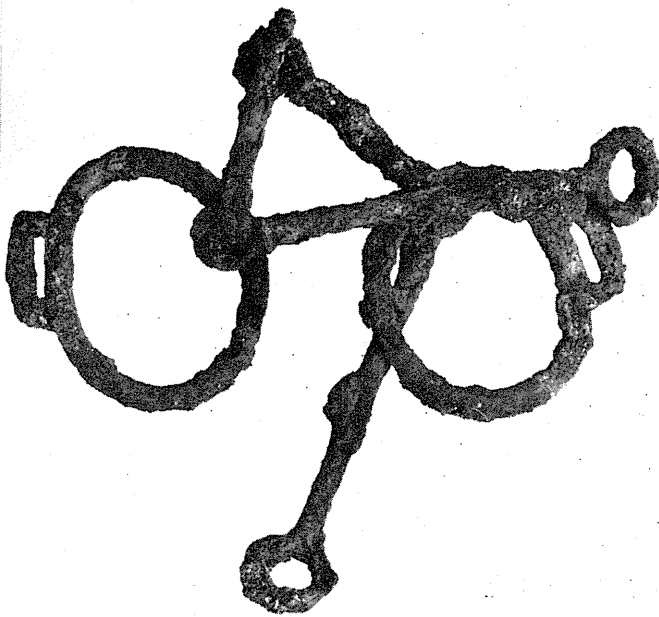
埴輪柄



異形土製品



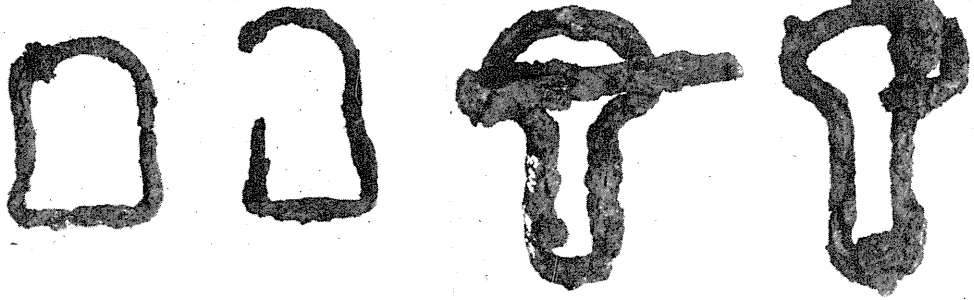
轡No. 2



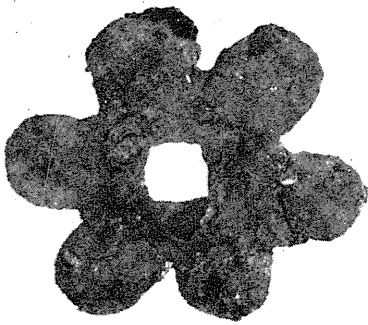
轡No. 1

羨道出土遺物

図版二〇



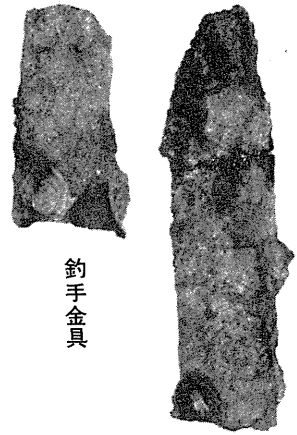
鞍



辻金具



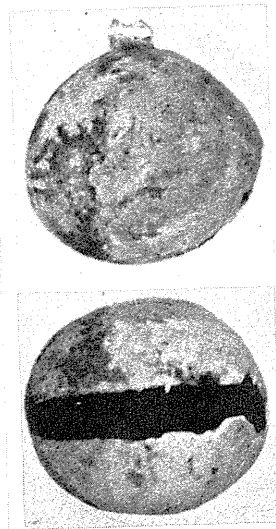
留金具



釣手金具



羨道出土鉄鉢



銅鈴



飾金具

鉄 鍬

図版二十一



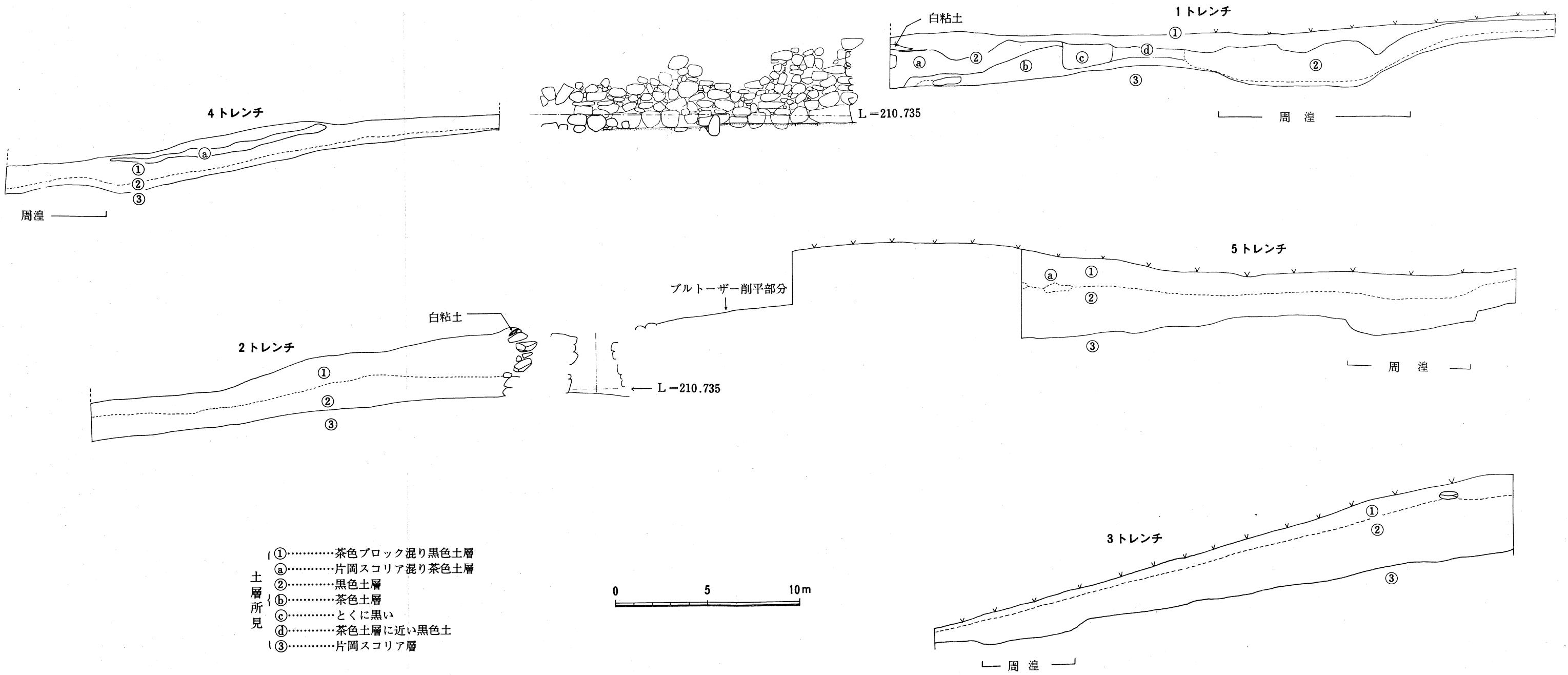
羨道出土鉄鍬



玄室出土鉄鍬



周湟トレンチ土層図



東北道 埋蔵・文化財・報告書 第10集  
発行 昭和48年3月  
編集者 栃木県教育委員会事務局文化課  
発行者 日本道路公団東京支社  
栃木県教育委員会  
印刷所 大日本印刷株式会社